

〔首業労働組合同盟綱領〕

(参考)

全日本労働組合連合会 基本文書

一我等は階級的立場に立ち無産階級的政治勢力の拡大を期す

六) 日本港湾従業員組合綱領

一我等は團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す
二我等は相互扶助の精神に基き共同福利の増進を期す
三我等は港湾従業員の社會的使命の完成を期す

七) 東電従業員組合綱領

一我等は組合員の協力により生活向上を計ると共に無産大衆の解放を期す
二我等は公共産業労働者の大同團結を計り全國的總聯合を目標とす

八) 日本労働組合總聯合綱領

一われらは建國の本義に本つき和衷共同、皇道日本の完成を促しもつて國家産業の發展を期す
二われらは公正なる労資関係を確立し労働者の向上を計り進んで經濟制度の革新を期す
三われらは業に励み智を磨き徳を樹て自省をもつて人類文化に貢獻せんことを期す

九) 新日本海員組合綱領

一我等ハ自己ノ本分ヲ盡シテ公正ナル労資関係ヲ確立シ、産業協力ノ実ヲ挙ゲテ國家海運ノ興隆ニ盡スト共ニ、鉄ノ如キ團結ヲ保持シテ海上労働者ノ福利増進ト社會的地位ノ向上ヲ期ス

十) 日本労働産業労働俱樂部綱領

一我等ハ比類ナキ我國ノ國体ヲ遵守シ、合理公正ナル經濟的並ニ政治的行動ヲ通ジテ無産階級ノ解放ト新日本ノ建設ヲ期ス
二我等ハ自己ノ本分ヲ盡シテ公正ナル労資関係ヲ確立シ以テ産業報國ノ実ヲ挙ゲンコトヲ期ス

一我等ハ建國ノ本義ニ基キ皇道日本ノ完成ヲ期ス

一我等ハ日本精神ニ則リ和衷協力以テ識見ヲ修養徳操ヲ正養ニ努メ且其文化ニ貢獻センコトヲ期ス

十一) 日本海員組合綱領

一我等は我國特異の國情と國民性に立脚し労働組合主義に基き民族性及人同性の全面的把握をなし正義と自由の確保を期す
二我等は合理公正なる經濟的並に政治的行動を通して無産階級の解放を期す
三我等は労働團體の組織團結の威力を以て海上労働大衆の生存權の徹底的確立を期す